



埼玉県のマスコット コバトン

ライプ・レター  
**Lib. Letter**

2017 6～7月

平成29年5月27日 通巻 第45号

編集・発行 埼玉県立熊谷図書館

<https://www.lib.pref.saitama.jp/> Tel 048-523-6291

## 裁判員に選ばれたら —実施から8年、裁判員制度を再考する—

開催期間 : 平成29年5月27日(土)～7月30日(日)

場 所 : 埼玉県立熊谷図書館2階ロビー

2009年5月に裁判員制度が始まってから、今年で8年が経過しました。

1年間で裁判員または補充裁判員に選ばれるのは約11,000人に1人(平成27年の場合)と非常に低い確率であるため、裁判員というものを身近に感じにくいかもしれませんが、ほとんどの人に裁判員に選ばれる可能性があります。

今回の資料展では裁判員制度に代表される国民の裁判参加について、関連した資料を紹介いたします。

### 1 裁判員制度について

裁判員制度は、国民の中から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に刑事裁判の有罪・無罪とその量刑を判断する制度です。この制度は裁判全体に対する国民の理解の増進と司法への信頼の向上や、審理期間の短縮、裁判内容への国民感覚の反映などを期待して実施されています。

裁判員制度の根拠となる法律は裁判員法、正式には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成一六年法律第六十三号)です。

#### ①裁判員裁判の対象となる事件

地方裁判所で取り扱われる裁判の中で、国民の関心が高く、社会的影響も大きい重大な事件が裁判員裁判の対象となります。殺人、強盗致傷、放火等がこれにあたります。

#### ②合議体の構成

原則的に裁判官3人、裁判員6人で構成されます。

#### ③裁判員の仕事・役割

裁判員は裁判官と基本的に対等の権限を持って、刑事裁判に出席します。証拠を見聞きして被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合は刑罰を決めます。これらの判断は、評議を行った後の評決で裁判官・裁判員全員での多数決で行います。

裁判員は裁判官と同様に一人一票を持ちますが、多数派が裁判官のみ、または裁判員のみで構成されている場合は、被告人に不利な判断はできません。そのため、有罪と判断する場合には裁判官のうち最低1人が有罪と判断していなければなりません。

有罪と判断	無罪と判断	判決
裁判員2人、裁判官3人	裁判員4人、裁判官0人	有罪
裁判員6人、裁判官1人	裁判員0人、裁判官2人	有罪
裁判員6人、裁判官0人	裁判員0人、裁判官3人	無罪
裁判員0人、裁判官3人	裁判員6人、裁判官0人	無罪

#### ④裁判員の選任

裁判員は20歳以上の衆議院議員選挙権を有する者から選任されます。

ただし、義務教育を終了していない者や禁固以上の刑に処せられた者は、裁判員としての職務を遂行するのに必要な能力を有しないとして、裁判員の欠格事由に挙げられています。

また、国会議員や国務大臣などのような立法権または行政権の行使に携わる職業は、三権分立の観点から司法権を担う裁判員となるのが適当でないとされ、弁護士や検察官、大学等の法律学の教授・准教授などは、一般国民の社会常識を裁判に反映させるという裁判員制度の目的に適さないとして、裁判員候補から除外されます。

そして、裁判員裁判を行う事件の被告人や被害者またはその関係者も、その事件の裁判に限り、裁判員になることができません。

#### ⑤裁判員の選任手続き

毎年末に、翌年の裁判員候補となる人を抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿が作成されます。この名簿に載った方には、通知が来ます。

裁判員裁判の対象となる事件があると裁判の6～8週間前に、裁判員名簿の中からくじでその事件の裁判員候補が選ばれ、候補になった方へ裁判所への呼出状と辞退理由の有無を聴取する質問票が送られます。

裁判当日、裁判所へ呼び出された候補者に対して、裁判長から質問がなされます。質問を通して事件との利害関係や不公平な裁判をするおそれ、辞退希望等を確認し、裁判員として適当でない人物を除外します。

残った人の中でくじにより裁判員6名を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。

#### 補充裁判員とは？

審理の長期化、病気等の理由により途中で審理に関与できなくなる裁判員が出たときに、関与できなくなった裁判員に代わって裁判員となる者。補充裁判員である間も裁判員と同じく審理に立ち会い、訴訟の書類や証拠物を閲覧することができるが、裁判員と異なり証人等に直接尋問することはできない。

#### ⑥裁判員の辞退

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらうことが望ましいとされていますが、参加する個々の国民の負担をできるだけ軽減する必要もあることから、辞退事由が設けられています。

70歳以上の方、学生・生徒、最近裁判員候補者になったことがある人などは辞退できるほか、重い持病や傷害がある、要介護の親族がいる、重要な用務があり裁判員になると多大な損害が生じるおそれがあるなどといった、裁判所へ出頭することが困難な人も裁判員を辞退することができます。

#### 【裁判員制度に関する資料】

『イラストで学べる裁判員制度 1～3』（裁判員制度研究会 汐文社）【県立久喜図書館所蔵】

『解説裁判員法』（池田修著 弘文堂 2016）

『ガイドブック\*裁判員制度』（河津博史〔ほか〕著 法学書院 2006）

『裁判員ハンドブック』（裁判員制度を研究する会編 学習研究社 2009）

『実践！Q&A\*裁判員裁判』（裁判員裁判実務研究会編著 ぎょうせい 2009）

『社員が裁判員に選ばれたらどうするか？』（安西愈編 労働調査会 2009）

『知る、考える裁判員制度』（竹田昌弘著 岩波書店 2008）

『なりたくない人のための裁判員入門』（伊藤真著 幻冬舎 2009）

『よくわかる！\*裁判員制度Q&A』（最高裁判所 2007）

『わかる\*「裁判員制度」』（氏家和男著 本の森 2008）

雑誌記事「裁判員制度開始から5年半 人を裁くってどういうこと？」（『ジュニアエア：1からわかるニュースマガジン 2014年12月』朝日新聞出版）【県立久喜図書館所蔵】



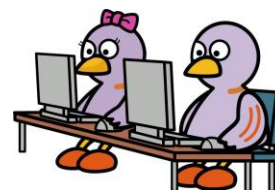
埼玉県のマスコット  
さいたまっちゃん

## 2 裁判員制度を取り巻く諸問題

裁判員裁判によって、裁判内容に国民感覚が反映されることや、司法に対する関心を持ってもらえることが期待されています。その一方で裁判員を長期間拘束しないよう裁判の迅速化を図ることで、誤判や量刑のばらつきにつながるのではないかという意見や、裁判員が死刑の判断をしなければならない場合があることや、裁判員を終えた後も裁判内容等への守秘義務があることなど、裁判員の負担が重過ぎるという意見などもあります。

### 【裁判員制度によって起こる諸問題に関する資料】

- 『誤判を生まない裁判員制度への課題』（伊藤和子著 現代人文社 2006）  
『裁判員裁判と死刑判決』（小早川義則著 成文堂 2012）  
『裁判員裁判と量刑法』（原田國男著 成文堂 2011）  
『裁判員制度と知る権利』（梓澤和幸編著 現代書館 2009）  
『裁判員制度と報道』（土屋美明著 花伝社 2009）  
『裁判員と「犯罪報道の犯罪」』（浅野健一著 昭和堂 2009）  
『司法の犯罪（冤罪）は防げるか』（陪審制度を復活する会編 奈良新聞社 2011）  
『市民から見た裁判員裁判』（大河原眞美著 明石書店 2008）  
『日本人から見た裁判員制度』（松村良之編著 勁草書房 2015）  
『人が人を裁くということ』（小坂井敏晶著 岩波書店 2011）  
雑誌特集「裁判員制度5年司法と事件報道は変わったか」（『新聞研究2014年7月』 日本新聞協会）  
雑誌特集「障害者と裁判員制度の課題」（『ノーマライゼーション2008年12月』 日本障害者リハビリテーション協会）



## 3 裁判員制度・陪審制・参審制

刑事裁判へ国民が参加する制度は裁判員制度のほかにも、陪審制と参審制があります。

陪審制はアメリカやイギリスなどで行われている制度で、国民から選ばれた陪審員のみで有罪か無罪かについて判断し、有罪の場合の量刑は裁判官が決める制度です。参審制はドイツやフランスなどで行われている制度で、国民から選ばれた参審員が裁判官とともに有罪・無罪かと量刑の重さを判断する点では裁判員制度と同じですが、裁判員が事件ごとに選ばれるのに対し、参審員は任期制で複数の刑事裁判の審理を行います。

### 【諸外国の裁判制度に関する資料】

- 『アメリカ陪審制度研究』（丸田隆著 法律文化社 1988）  
『イギリスの陪審裁判』（パトリック・デブリン著 早稲田大学出版部 1990）  
『イタリアにおける刑事手続改革と参審制度』（松田岳士著 大阪大学出版会 2015）  
『市民の司法参加と民主主義』（ジョン・ガスティル著 日本評論社 2016）  
『世界の裁判員』（神谷説子著 日本評論社 2009）  
『デンマークの陪審制・参審制』（日本弁護士連合会司法改革推進センター編 現代人文社 1998）  
『ニューヨーク陪審裁判』（東京三弁護士会陪審制度委員会編著 日本加除出版 1993）  
『東アジアにおける市民の刑事司法参加』（後藤昭編 国際書院 2011）  
『法廷における〈現実〉の構築』（ランス・ベネット著 日本評論社 2007）

また、日本では昭和3年から15年の間、陪審裁判が行われていました。しかし、これは裁判員制度とも、現在の外国の陪審制とも異なります。

	陪審制（日本・昭和3～15年）	裁判員制度（日本・現在）	陪審制（アメリカ・現在）
対象事件	一定以上の重大犯罪と、一定以上の犯罪で被告人が陪審裁判を請求した場合	地方裁判所で審理する一定の重大犯罪	被告人が事件について否認し、陪審裁判を選択した場合（軽微な犯罪を除く）
構成	裁判官3名 陪審員12名	裁判官3名 裁判員6名	裁判官1名 陪審員12名
選任方法	一定以上の税金を納めている30歳以上の男性から無作為に抽出	20歳以上の衆議院選挙権を有する者から無作為に抽出	選挙人名簿等から無作為に抽出
評決方法	陪審員の多数決	裁判員と裁判官全員での多数決 (被告人に不利な判断をする場合には裁判官・裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要)	多くの場合、陪審員の全員一致が必要
評決内容	裁判官からの事実関係への質問に対して「然り」または「然らず」と回答する	有罪・無罪を判断する 量刑の重さを決める	有罪・無罪を判断する

### 【日本で行われた陪審制に関する資料】

『青木英五郎著作集 3 陪審裁判のすすめ』（青木英五郎著作集刊行委員会編 田畑書店 1986）

『資料で見る陪審法判例集成』（稲葉慶和編 学術選書 2000）

『政治制度としての陪審制』（三谷太一郎著 東京大学出版会 2013）

『陪審裁判を考える』（丸田隆著 中央公論社 1990）

『陪審制の復興』（陪審制度を復活する会編著 信山社出版 2000）

『陪審裁判』（東京弁護士会編集 ぎょうせい 1992）

## 4 映像・物語で学ぶ裁判への市民参加



映像や物語の形式で、国民の裁判参加の制度を知るのに役立つ資料を紹介します。

図書『十二人の怒れる男』（レジナルド・ローズ著 劇書房 1990）【県立久喜図書館所蔵】  
ビデオディスク『十二人の怒れる男』（ビデオディスク：シドニー・ルメット監督 ワーナー・ブラザーズ 1990）

図書『裁判員法廷』（芦辺拓著 文藝春秋 2008）

DVD『裁判員』（最高裁判所企画・制作 2007）

図書『ある陪審員の四日間』（D. グレアム・バーネット著 河出書房新社 2006）

### 展示資料とリストについて

- 展示資料のリストは（書名 著者名 出版者 出版年）の順で掲載されています。所蔵館の記載のないものは、熊谷図書館所蔵です。
- このリストに掲載されている県立図書館資料は一部資料を除き、展示期間中も貸出が可能です。



彩の国さいたま